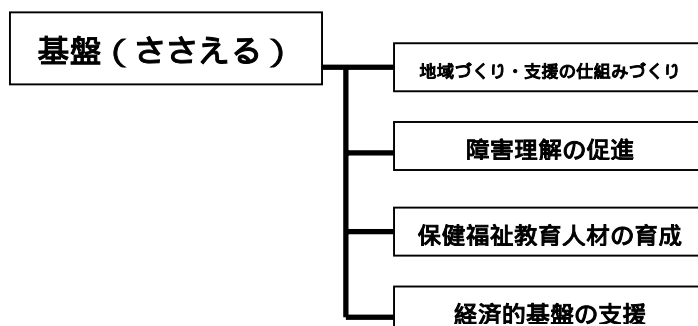


## 8. 基盤（ささえる）



### 【施策の方向】

以上の「1.住居（すまう）」から「7.安心（あんしん）」までの地域生活支援の展開を、区民、事業者との協力により具体的に進展していくための基盤である。区は、障害者（児）に関わる専門人材の育成、地域住民への障害理解や地域住民の主体的な福祉活動を支援していくこと等、地域づくり、支援の仕組みづくりにおいて、適切にコーディネートする役割を積極的に果たし、区民全体が、障害の問題を自分自身の問題として認識し、主体的かつ積極的に障害者（児）施策の推進に参加していく地域社会づくりが求められる。

また、発達障害や高次脳機能障害などの新たなニーズについては、専門家の中でも障害理解が進んでいない状況があり、専門家も含めた地域社会全体での理解促進が必要である。

さらに、区内の障害者（児）が地域生活を送る上で、経済基盤が揺らぐことのないよう、所得保障の在り方など、国や都に対し必要に応じて働きかけていくことも求められる。

このため、

区民、事業者、区の適切な役割分担に基づく協働・連携の推進  
障害者サービスの分野への民間事業者の参入の促進  
良質な事業者に対しての支援

障害のある人とない人が、幼少期から学齢期を経て成人期までいつ

も一緒にいるという「生きたふれあい」の中で、自然に障害理解が進んでいけるよう、その環境（共に暮らす、共に学ぶ、共に働く）の整備

地域における障害者ケアマネジメント推進のための体制の構築  
発達障害等、新たなニーズについての理解啓発のための研修を実施

地域の学校等への障害者の派遣による啓発活動など、障害者の側からの障害理解促進のための取り組みの支援

障害者団体など地域で自主的な活動や事業を行うグループの育成と、それを支援する人材の育成

老朽化した障害者施設について、時代に即したニーズを踏まえるとともに、障害者（児）に限定せず広く区民が利用できる機能の検討。心身障害者休養ホーム「ひまわり荘」について、障害者（児）の地域生活を支援する機能の強化、および、障害のある人と障害のない人が交流できるような機能の検討

障害者やその家族・援助者に対するヒアリングの実施など、障害者（児）の置かれている実情の把握

障害福祉サービスへの定率負担の導入に関して、障害者（児）の経済的基盤を支えるための公的年金の充実や低所得者対策の整備など、必要に応じた国等への働きかけ

などに取り組む。

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 事業番号   | 8101  |  |   |
| 事業名  | 地域保健福祉等推進基金の有効活用  |  |   |
|  | 所管課<br>保健福祉部計画調整課   |  |   |
| 事業の方針等   | 区民の多様な福祉活動等に対し、有効な支援を柔軟に行えるよう、財源の効率的な活用を図る。支援のあり方を総合的に検討し、仕組みづくりを進める。   |  |   |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施予定  | 平成19～21年度<br>取り組み  | 平成21年度<br>目標  |
| ・市民活動支援事業(市民活動推進課)<br>市民活動団体との協働及び支援に関する補助事業<br>(1)自立促進事業<br>寄付者の意向を踏まえた助成 1事業1団体<br>(2)協働促進事業<br>5事業5団体<br>・福祉活動団体支援<br>(保健福祉活動推進課)<br>社会福祉協議会を窓口<br>に地域支えあい活動助成 2部門 各2団体 | ・市民活動支援事業(市民活動推進課)<br>市民活動団体との協働及び支援に関する補助事業<br>(1)自立促進事業<br>寄付者の意向を踏まえた助成 2事業2団体<br>(2)協働促進事業<br>5事業5団体<br>・福祉活動団体支援<br>(保健福祉活動推進課)<br>社会福祉協議会を窓口<br>に地域支えあい活動助成 (6団体) | 助成事業の効果的な広報に取り組み、制度目的の理解を深める。他の団体育成事業と連携した効率的な運営を行い、支援を充実する。 | 寄付行為や活動への支援、または事業展開など、区民自らが地域を支える多様な活動が認知されるとともに地域保健福祉等の推進に資する豊かな資源である活動団体の質・量を高める。 |

|   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 事業番号  | 8102  |   |              |
| 事業名   | 市民活動の促進   |   |              |
|   | 所管課<br>生活文化部市民活動推進課   |   |              |
| 事業の方針等  | NPOが企業や大学の支持を得て、区民や区職員の信頼を得ながら、財政基盤や人的基盤を確保することで自立していけるよう、活動を促進する。  |   |              |
| 平成17年度<br>実施                                  | 平成18年度<br>実施予定  | 平成19～21年度<br>取り組み   | 平成21年度<br>目標 |
| NPO センターの活性化<br>NPO と町会等地縁団体との連携協力<br>職員研修の実施 | NPO と学生の連携協力<br>企業とのコラボレート(協働)促進<br>区民と NPO の交流促進<br>NPO と行政との協働の推進 | NPO による自主・自立の活動促進<br>NPO 間の連携協力の推進<br>NPO と区民の信頼関係の構築<br>NPO と行政との協働の推進 | 継続・充実        |

|  |  |  |              |
|--|--|--|--------------|
| 事業番号   | 8103   |  |              |
| 事業名  | 障害者支援事業に対する助成の充実   |  |              |
| 所管課  | 保健福祉部保健福祉活動推進課<br>在宅サービス部在宅サービス課   |  |              |
| 事業の方針等   | 障害者の在宅生活の援助を目的として民間団体が行う福祉事業に要する経費の一部を助成し、支援策を充実する。  |  |              |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>取り組み  | 平成21年度<br>目標 |
| 家事・介護サービス 5団体<br>毎日食事サービス 1団体<br>移送サービス 8団体<br>その他(宿泊訓練)事業 1団体 | 家事・介護サービス 5団体<br>毎日食事サービス 1団体<br>移送サービス 10団体<br>道路運送法 80条許可取得団体(見込みを含む)に対して実施<br>その他(宿泊訓練)事業 1団体 | 地域福祉推進事業の経過措置が終了し、都府県要綱の原則適用が開始される。<br>その後は18年度までの実績を踏まえ、補助金のあり方等について検討する。 | 事業の検討結果を出す。  |

|   |  |   |                                  |
|---|--|---|----------------------------------|
| 事業番号  | 8104   |   |                                  |
| 事業名   | ボランティア活動への支援   |   |                                  |
| 所管課   | 保健福祉部保健福祉活動推進課   |   |                                  |
| 事業の方針等  | 作りの支援を行う。また、移転後の地域におけるボランティア活動の活性化とボランティア情報発信基地として周知する。                                |   |                                  |
| 平成17年度<br>実施  | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>取り組み   | 平成21年度<br>目標                     |
| ・ボランティア協会への支援継続<br>・ボランティア団体への支援継続<br>・ボランティア国際年記念事業実施<br>・災害時ボランティア活動拠点役割ネットワーク等のあり方検討 | ・ボランティア協会への支援継続<br>・ボランティア団体への支援継続<br>・災害時ボランティア活動拠点としての体制整備に向けての検討<br>・他機関等とのネットワーク作り | ・ボランティア協会への支援継続<br>・ボランティア団体への支援継続<br>・災害時ボランティア活動拠点としての体制整備<br>・他機関等とのネットワーク作り | ・地域拠点基盤づくり<br>・災害時のボランティア活動の拠点支援 |

|  |  |  |                    |
|--|--|--|--------------------|
| 事業番号   | 8105   |  |                    |
| 事業名  | 地域支えあい活動の推進  |  |                    |
|  | 所管課<br>保健福祉部保健福祉活動推進課  |  |                    |
| 事業の方針等   | <p>高齢者のねたきり予防、とじこもり防止等の観点から区民の主体的な地域の支えあい活動を支援する。<br/>互いに支えあう地域の土壌づくり・仕組みづくりを推進する。</p>   |  |                    |
| 平成17年度<br>実  | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定  | 平成21年度<br>取組み<br>目 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を活用した活動拠点の確保 1か所</li> <li>・支えあい活動団体数<br/>ふれあい・いきいきサロン 300 団体</li> <li>・支えあいミニデイ 80 団体</li> <li>・子育てサロン 60 団体</li> <li>・新しい支えあい活動の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を活用した活動拠点の確保 1か所</li> <li>・支えあい活動団体数<br/>ふれあい・いきいきサロン 320 団体</li> <li>・支えあいミニデイ 85 団体</li> <li>・子育てサロン 75 団体</li> <li>・新しい支えあい活動の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を活用した活動拠点の確保 1か所</li> <li>・支えあい活動団体数<br/>ふれあい・いきいきサロン 340 団体</li> <li>・支えあいミニデイ 90 団体</li> <li>・子育てサロン 90 団体</li> <li>・新しい支えあい活動の検討</li> </ul> | 各事業の継続             |

|  |   |   |                    |
|--|---|---|--------------------|
| 事業番号   | 8106  |   |                    |
| 事業名  | 支えあいミニデイの推進   |   |                    |
|  | 所管課<br>保健福祉部保健福祉活動推進課   |   |                    |
| 事業の方針等   | <p>高齢者在宅サービスセンター等の余裕スペースや団地・高齢者住宅の集会室、小中学校の余裕教室、提供民家等の資源を活用し、ひとりぐらしや虚弱な高齢者等を対象として、とじこもり防止、ねたきり予防を目的として支えあいミニデイを推進する。<br/>互いに支えあう地域の土壌づくり・仕組みづくりを推進する。</p> |   |                    |
| 平成17年度<br>実  | 平成18年度<br>実施  | 平成19～21年度<br>予定   | 平成21年度<br>取組み<br>目 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を活用した活動拠点の確保 1か所</li> <li>・支えあいミニデイ 80 団体</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を活用した活動拠点の確保 1か所</li> <li>・支えあいミニデイ 85 団体</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画事業としての成果を踏まえ検討する</li> </ul> | 検討結果を出す。           |

|  |  |                                 |              |
|--|--|---------------------------------|--------------|
| 事業番号   | 8107   |                                 |              |
| 事業名  | 世田谷区社会福祉協議会等連携促進と支援強化  |                                 |              |
| 所管課  | 保健福祉部保健福祉活動推進課   |                                 |              |
| 事業の方針等   | 社会福祉協議会が主体的に実施する社会福祉事業の効率的運営・組織的活動を支援する。区と社会福祉協議会が相互の連携を強化し、適切に役割を分担しながら地域保健福祉の発展を推進する。        |                                 |              |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>取り組み               | 平成21年度<br>目標 |
| ・新たに設置された5地域社会福祉事務所との連携を強め地域に密着した地域保健福祉事業を展開<br>・地域の支えあい活動助成事業により地域支えあい活動の先駆的取り組みやネットワーク形成に対し側面的支援を行う。 | ・社協の28地区展開により地域の特性をいかした地域保健福祉事業展開を支援<br>・地域の支えあい活動助成事業により地域支えあい活動の先駆的取り組みやネットワーク形成に対し側面的支援を行う。 | 18年度までの実績を踏まえ、補助金のあり方等について検討する。 | 事業の検討結果を出す。  |

|              |  |                   |              |
|--------------|--|-------------------|--------------|
| 事業番号         | 8108   |                   |              |
| 事業名          | 社会福祉施設の誘導、整備の助成  |                   |              |
| 所管課          | 在宅サービス部計画・整備担当課  |                   |              |
| 事業の方針等       | 在宅生活を続けることが困難な障害者の生活の場として、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づく障害者施設を整備する社会福祉法人等に対して、建設費を補助することにより、民間活力の活用による社会基盤の整備促進を図る。 |                   |              |
| 平成17年度<br>実施 | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>取り組み | 平成21年度<br>目標 |
| ・誘導に努める。     | ・誘導に努める。   | ・誘導に努める。          | ・誘導に努める。     |

|             |  |                 |                    |
|-------------|--|-----------------|--------------------|
| 事業番号        | 8109   |                 |                    |
| 事業名         | ひまわり荘の機能見直し  |                 |                    |
|             | 所管課<br>在宅サービス部施設サービス課  |                 |                    |
| 事業の方針等      | 心身障害者休養ホームひまわり荘について、事業の効率的な運営、施設の有効活用により、障害者の福祉を増進する。<br><br>関連事業との連携も含め、新たなニーズに対応した事業・施設のあり方を検討し、転換を図る。 |                 |                    |
| 平成17年度<br>実 | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定 | 平成21年度<br>取組み<br>目 |
| 機能検討        | 機能検討   | 機能検討            | 機能転換を図る            |

|  |  |                                     |                                |
|--|--|-------------------------------------|--------------------------------|
| 事業番号   | 8110   |                                     |                                |
| 事業名  | 保健・医療・福祉地域連携推進体制の整備  |                                     |                                |
|  | 所管課<br>保健福祉部計画調整課  |                                     |                                |
| 事業の方針等   | 地域においてよりきめ細かなサービスを区民に提供するため、保健福祉センターの総合相談窓口機能を充実させるとともに、保健・医療・福祉を一体的総合的に推進する体制を確立する。 |                                     |                                |
| 平成17年度<br>実  | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定                     | 平成21年度<br>取組み<br>目             |
| ・保健福祉領域における組織体制の見直し<br><br>・地域保健医療福祉総合計画に基づく、各分野計画の改定等検討 | ・保健福祉領域における組織改正<br><br>・地域保健医療福祉総合計画に基づく、各分野計画の進行管理                                  | ・地域保健医療福祉総合計画に基づく、各分野計画の進行管理及び改定等検討 | ・保健・医療・福祉を一体的、総合的に推進する体制を確立、充実 |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 事業番号  | 8111  |   |   |
| 事業名   | 保健福祉サービスの質の向上への取り組み   |   |   |
| 所管課   | 保健福祉部計画調整課<br>在宅サービス部在宅サービス課<br>在宅サービス部施設サービス課  |   |   |
| 事業の方針等  | <p>保健福祉サービス苦情審査会(以下「苦情審査会」という。)を設置・運営し、区長は、その意見を尊重して申立人の救済やサービスの質の向上に努める。</p> <p>また、区民が主体的に良質なサービスを利用できるよう、学識経験者等による委員会を設置してサービス評価等を活用した事業者支援・指導及び利用者支援の仕組みを整備する。</p> |   |   |
| 平成17年度<br>実施  | 平成18年度<br>実施  | 平成19～21年度<br>取組み  | 平成21年度<br>目標  |
| 苦情審査会・苦情相談体制の普及啓発<br>第三者評価の試行<br>知的障害者グループホーム<br>事業者支援・指導の仕組み検討<br>情報提供の仕組み検討 | 苦情審査会・苦情相談体制の普及啓発<br>第三者評価の受審促進<br>知的障害者グループホーム他<br>学識経験者等による委員会の設置・運営<br>事業者支援・指導の実施<br>利用者への情報提供  | 苦情審査会・苦情相談体制の普及啓発<br>第三者評価等の受審拡大<br>学識経験者等による委員会の運営<br>事業者支援・指導の充実<br>利用者への情報提供 | 苦情審査会及び苦情・相談体制の定着<br>サービス第三者評価等の定着<br>事業者支援・指導の効果的な実施<br>利用者への十分な情報提供 |

|  |  |  |              |
|--|--|--|--------------|
| 事業番号   | 8112   |  |              |
| 事業名  | 障害者自立支援法施行への対応   |  |              |
| 所管課  | 在宅サービス部計画・整備担当課  |  |              |
| 事業の方針等   | <p>障害者自立支援法施行など、障害保健福祉、社会保障制度の改革に対応するため検討し、新たな仕組みづくりを進める。</p>    |  |              |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>取組み                         | 平成21年度<br>目標 |
| 障害者自立支援法施行(平成18年4月)に向けた準備検討<br>・定率負担の導入への対応の検討<br>・障害認定審査会設置の準備<br>・システム開発 | 障害者自立支援法本格実施(平成18年10月)に向けた検討準備<br>・新サービス体系への移行への準備<br>・障害福祉計画の策定 | 障害者自立支援法下での円滑な制度運営を図るとともに、国等の動向に的確に対応する。 | 同左           |



|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 事業番号  | 8113   |   |   |
| 事業名   | 障害者親なきあと対策の充実  |   |   |
|   | 所管課<br>在宅サービス部管理課<br>保健福祉部保健福祉活動推進課<br>保健福祉センター  |   |   |
| 事業の方針等  | 障害者が親などの保護を受けられなくなっても、円滑に地域や施設での生活を続けられるよう、生活・活動の場の確保、本人の状況把握やサービス利用のコーディネート等を行うケアマネジメント、権利擁護等、総合的に施策を展開する。また、親などが障害者本人の親なきあとのニーズを客観的に把握し、的確に伝達することができるよう啓発する。 |   |   |
| 平成17年度<br>実施  | 平成18年度<br>実施予定   | 平成19～21年度<br>取り組み   | 平成21年度<br>目標  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の定着促進、利用環境整備</li> <li>・成年後見制度の説明会の開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の定着促進</li> <li>・地域セミナーの実施。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障害者団体と協働して成年後見制度の普及啓発を実施していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障害者団体に対する制度の浸透の徹底化。</li> </ul> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 事業番号   | 8201   |   |  |
| 事業名  | 障害者理解のための啓発  |   |  |
|  | 所管課<br>政策経営部広報広聴課<br>在宅サービス部管理課  |   |  |
| 事業の方針等   | 障害者に対する理解が深まり、様々な支援活動や日常的な行動につながるように区の広報紙、広報番組などで啓発を強めるとともに、「障害者のしおり」を障害者宅に配布するほか、各保健福祉センターにおいても配布する。  |   |  |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施予定   | 平成19～21年度<br>取り組み   | 平成21年度<br>目標   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>「せたがや」特集1面1回</li> <li>・11月15日号1面</li> <li>「発達障害をご存じですか？」</li> <li>F M番組「世田谷通信」で放送</li> <li>・告知番組(15分)で関連番組を随時放送</li> <li>・企画番組(30分)で年1回以上関連特集</li> <li>・「障害者のしおり」増刷 2,500冊</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週刊にあわせて「せたがや」特集1面1回</li> <li>F M番組「世田谷通信」で放送</li> <li>・告知番組(15分)で関連番組を随時放送</li> <li>・企画番組(30分)で年1回以上関連特集</li> <li>・「障害者のしおり」改訂版発行 35,000冊</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週刊にあわせて毎年「せたがや」特集1面1回</li> <li>F M番組「世田谷通信」で毎年放送</li> <li>・告知番組(15分)で関連番組を随時放送</li> <li>・企画番組(30分)で年1回以上関連特集</li> <li>・「障害者のしおり」増刷</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週刊にあわせて「せたがや」特集1面1回</li> <li>F M番組「世田谷通信」で放送</li> <li>・告知番組(15分)で関連番組を随時放送</li> <li>・企画番組(30分)で年1回以上関連特集</li> <li>・障害者が利用しやすい「障害者のしおり」の作成</li> </ul> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 事業番号   | 8202   |  |  |
| 事業名  | 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発   |  |  |
| 事業の方針等   | 精神障害者とその家族及び一般住民に対し、精神衛生知識の普及を図り、精神障害者を地域で暖かく迎え入れる素地を醸成するために、講演会等を行う。              |  |  |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定  | 平成21年度<br>取組み  |
| 依存症セミナー【保健所<br>前期・・・4回開催<br>(玉川総合支所にて)<br>後期・・・2回開催<br>講演会【保健所・家族会開催<br>(砒総合支所にて)<br>講演会【保健福祉センター】<br><br>家族教室【保健福祉センター】 | 講演会(2か月に1回)<br>【保健所・保健福祉センター】<br><br>家族教室<br>【保健福祉センター】<br><br>「うつ病と自殺予防」の<br>普及啓発 | 講演会 講座 家族教室などを5保健福祉センター・保健所で共同企画し実施する。<br>テーマ<br>・うつ病と自殺予防<br>・依存症<br>・統合失調症<br>・思春期精神科保健 など | 講演会 講座 家族教室などを5保健福祉センター・保健所で共同企画し実施する。<br>テーマ<br>・うつ病と自殺予防<br>・依存症<br>・統合失調症<br>・思春期精神科保健 など |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 事業番号  | 8301  |   |   |
| 事業名   | 保健福祉人材の養成・確保  |   |   |
| 事業の方針等  | ホームヘルパーなど保健福祉人材を確保するため、介護研修や養成講習等の実施により、新たな人材育成を行い、地域活動の推進を図る。  |   |   |
| 平成17年度<br>実施  | 平成18年度<br>実施  | 平成19～21年度<br>予定   | 平成21年度<br>取組み   |
| 知的障害者を対象としたヘルパー3級養成講習(社協)1回<br>ヘルパー2級養成講習(事業団)4回<br>施設実習受入<br>芦花ホーム、上北沢ホーム<br>視覚障害者移動介護従事者養成研修(事業団)2回<br>日常生活支援養成研修(事業団)1回<br>ふれあい福祉入門(社協)3回<br>福祉学習支援者養成研修(社協)1回<br>フォローアップ1回<br>協力会員フォローアップ研修(社協)6回<br>介護支援専門員研修(区)3回<br>介護スポット研修等(事業団) | 知的障害者を対象としたヘルパー3級養成講習(社協)1回<br>ヘルパー2級養成講習(事業団)4回<br>施設実習受入<br>芦花ホーム、上北沢ホーム<br>視覚障害者移動介護従事者養成研修(事業団)2回<br>日常生活支援養成研修(事業団)1回<br>ふれあい福祉入門(社協)3回<br>福祉学習支援者養成研修(社協)及びフォローアップ<br>協力会員フォローアップ研修(社協)1回<br>介護支援専門員研修(区)3回<br>介護スポット研修等(事業団) | 介護人材確保に向けた養成研修の継続<br>介護事業者の質の向上に資する研修の実施<br>研修修了者のサポート体制の整備と有効的な活用のしくみづくり | 研修の体系化と継続による人材の質の確保・向上のしくみづくり<br>人材の有効活用と社会資源とのネットワークを図る人材バンクなどのシステム化 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 事業番号   | 8302   |  |  |
| 事業名  | 保健福祉領域職員の専門研修の充実   |  |  |
|  | 所管課<br>保健福祉部計画調整課  |  |  |
| 事業の方針等   | 保健福祉領域職員の専門性や総合調整能力を高め、多様なニーズに対応できる専門人材を育成するため、研修の体系化を図るとともに、定期的・継続的に実施していく。                                   |  |  |
| 平成17年度<br>実施   | 平成18年度<br>実施予定   | 平成19～21年度<br>取り組み  | 平成21年度<br>目標   |
| 保健福祉領域職員研修<br>2回<br>(専門研修)<br>高齢介護ケアマネジメント研修<br>リーダー養成 1回<br>新任 1回<br>現任 3回<br>認定調査員研修<br>新任2回 現任2回<br>障害者ケアマネジメント 研修<br>4回<br>発達障害児(者)研修<br>3回<br>子ども家庭支援研修<br>4回 | 保健福祉領域職員研修<br>(専門研修)<br>高齢介護ケアマネジメント研修<br>リーダー養成 新任 現任<br>認定調査員研修<br>障害者ケアマネジメント 研修<br>発達障害児(者)研修<br>子ども家庭支援研修 | 研修調査室と協働し、研修受講プランニングシートを活用したキャリアアップへのしきみを整備する。せたがやeカレッジなどを活用した自己啓発支援の仕組みを構築する。専門性を確保し、経験値を引き継ぐために事例集を作成する。 | 異職種交流による専門的な研修の継続実施により、相互理解・協働のしきみを充実し、保健福祉領域職員の専門性と総合調整能力を確保・向上させる。 |

|                             |  |  |  |
|-----------------------------|--|--|--|
| 事業番号                        | 8303   |  |  |
| 事業名                         | 区職員に対するノーマライゼーション研修の実施   |  |  |
|                             | 所管課<br>研修調査室   |  |  |
| 事業の方針等                      | ノーマライゼーションの意義を理解し、実現に向けての取り組みを行える職員を育成するため、すべての区民が住み慣れた地域社会で、安心して暮らせるまちづくりや、障害のある方への理解や対応の仕方などについて職員が考え、実践を通じて認識していく、といった趣旨の研修を実施する。 |  |  |
| 平成17年度<br>実施                | 平成18年度<br>実施予定   | 平成19～21年度<br>取り組み  | 平成21年度<br>目標   |
| ・採用時(やさしいまちづくり)研修<br>各1日*2回 | ・採用時(やさしいまちづくり)研修<br>各1日*2回  | ノーマライゼーションの推進に向け、ノーマライゼーションに関する正しい知識の提供と意識の醸成を促す研修を実施する。 | ノーマライゼーションの推進に向け、ノーマライゼーションに関する正しい知識の提供と意識の醸成を促す研修を実施する。 |

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 事業番号  | 8304   |   |  |
| 事業名   | 教職員研修の充実   |   |  |
|   | 所管課<br>教育委員会事務局教育指導課   |   |  |
| 事業の方針等  | <p>心身に障害のある幼児・児童・生徒についての理解を深め、指導の工夫、改善を図るため、教職員研修を実施する。</p> <p>&lt;対象者&gt; 心身障害教育研修(幼稚園・小学校・中学校 校(園)長、教頭、教員)</p> <p>学校教育相談研修(世田谷区立小・中学校教員)</p> <p>初任者・新規採用教員研修(初任者・新規採用教員)</p> |   |  |
| 平成17年度<br>実 施   | 平成18年度<br>実 施 予 定  | 平成19～21年度<br>取 り 組 み  | 平成21年度<br>目 標  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修等の実施(全8回)</li> <li>区特別支援教育検討委員会報告書の配布</li> <li>国、都及び都立養護学校主催の研修会への参加の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修及び特別支援教育コーディネーター研修(仮称)等の実施(全13回予定)</li> <li>校内研修の充実</li> <li>理解啓発資料の配布</li> <li>国、都及び都立養護学校主催の研修会への参加の促進</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修及び特別支援教育コーディネーター研修(仮称)等の実施及び内容の充実</li> <li>校内研修の充実</li> <li>理解啓発資料の配布</li> <li>国、都及び都立養護学校主催の研修会への参加の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修及び特別支援教育コーディネーター研修(仮称)等の実施及び内容の充実</li> <li>校内研修の充実</li> <li>理解啓発資料の配布</li> <li>国、都及び都立養護学校主催の研修会の成果の区立学校への還元</li> </ul> |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 事業番号   | 8305  |  |   |
| 事業名  | 精神障害者ケアマネジメント推進   |  |   |
|  | 所管課<br>世田谷保健所健康推進課  |  |   |
| 事業の方針等   | <p>精神障害者の特性に配慮したケアマネジメントの推進を図るため、地域生活支援に必要な基盤整備を検討、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政、民間社会復帰施設職員の人材育成</li> <li>当事者の「ニーズ調査」の実施</li> </ul> |  |   |
| 平成17年度<br>実 施  | 平成18年度<br>実 施 予 定   | 平成19～21年度<br>取 り 組 み                                   | 平成21年度<br>目 標   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者ケアマネジメント研究会(12回)</li> <li>「障害者ケアマネジメント研修(精神障害分野)」【基礎コース(3日)】【実践コース(5日)】</li> <li>ニーズ調査報告書作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者ケアマネジメント研究会(12回)</li> <li>「障害者ケアマネジメント研修(精神障害分野)」【基礎コース】【アドバンスコース】【実践コース】</li> <li>目標<br/>関係者の2割</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>研修継続</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>研修体制の確立【基礎コース】【アドバンスコース】【実践コース】</li> <li>当事者活動の充実</li> </ul> |

|   |  |   |                     |
|---|--|---|---------------------|
| 事業番号  | 8306   |   |                     |
| 事業名   | 技術援助(総合福祉センター)   |   |                     |
|   | 所管課<br>在宅サービス部在宅サービス課  |   |                     |
| 事業の方針等  | 福祉施設等に専門職を派遣し、技術的な援助を行うことにより、施設職員の専門的な理解を深め、処遇向上を支援する。地域における支援者を育成することで、障害者の地域生活を支援する。 |   |                     |
| 平成17年度<br>実   | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定   | 平成21年度<br>取組み目<br>標 |
| 児童部門(保育園等への派遣)<br>344回<br>成人部門(福祉施設等への派遣)<br>364回<br>計 708回 | 児童部門(保育園等への派遣)<br>407回<br>成人部門(福祉施設等への派遣)<br>330回<br>計 737回                            | 派遣先施設との連携を強化<br>・発達障害等の要配慮児童に対する<br>知識 技術のレベルアップ<br>・新規児童施設への技術支援拡充<br>・高齢者施設への技術支援 | 新規児童施設への技術<br>支援拡充  |

|                                |  |   |                                      |
|--------------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 事業番号                           | 8307   |   |                                      |
| 事業名                            | 研修・研究事業(総合福祉センター)  |   |                                      |
|                                | 所管課<br>在宅サービス部在宅サービス課  |   |                                      |
| 事業の方針等                         | 障害福祉の専門研修や講演会を企画・実施し、また各分野の専門スタッフによる研究・その発表を行うことにより、障害福祉に携わる区職員や民間事業者等の資質の向上、人材育成の促進を図る。 |   |                                      |
| 平成17年度<br>実                    | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定   | 平成21年度<br>取組み目<br>標                  |
| sofuku講座<br>1,000人<br>講師派遣 20回 | sofuku講座<br>1,000人<br>講師派遣 20回   | 障害福祉に携わる区職員等に対し、<br>専門知識習得のための講座充実<br>民間福祉施設への専門職の講師派遣の拡充 | 事業の充実<br>民間事業者を含む専門職員<br>同士のネットワーク形成 |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 事業番号   | 8401  |  |  |
| 事業名  | 心身障害者福祉手当(区の制度)   |  |  |
|  | 所 管 課<br>在宅サービス部管理課<br>保健福祉センター保健福祉課  |  |  |
| 事業の方針等   | 心身に障害または疾病のある者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。(対象)身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、進行性筋萎縮症、脳性麻痺、難病(内容)第1項1号手当月額16,500円 第1項2号手当月額7,500円 第1項3号手当月額15,000円 第1項4号手当月額16,500円 第2項手当月額1,500円。<br>現在(1)65歳以上の新規は対象外(2)施設入所者は対象外(3)所得制限を超える者は支給停止となっている。 |  |  |
| 平成17年度<br>実 施  | 平成18年度<br>実 施   | 平成19~21年度<br>取 り 組 み   | 平成21年度<br>目 標                                      |
| 受給者数 13,230人<br>6,250人<br>2,450人<br>2,900人<br>830人<br>800人 | 受給者数 13,830人<br>6,500人<br>2,630人<br>3,000人<br>900人<br>800人  | ・継続して支給<br>・他の障害者施策の成熟度を照らし合わせ、現金給付のあり方を検討する<br>・地域の窓口である保健福祉センターとの連携を密にし、給付の迅速化・適正化を強化するとともに、区民ニーズを反映した施策を展開する<br>・広報活動等により、手当制度の周知に努める | ・継続して支給<br>・保健福祉センター等地域の窓口を活用し、手当給付に関する区民ニーズを把握する。 |

|               |   |  |               |
|---------------|---|--|---------------|
| 事業番号          | 8402  |  |               |
| 事業名           | 重度心身障害者手当(都の制度)   |  |               |
|               | 所 管 課<br>在宅サービス部管理課<br>保健福祉センター保健福祉課  |  |               |
| 事業の方針等        | 重度の障害により常時複雑な介護を必要とするものに対し、手当を支給することにより福祉の増進を図る。<br>(対象)特に重度の障害を有するため常時複雑な介護を要するもの。(内容)月額6万円を翌月20日頃口座振替で支給。<br>施設入所者、精神病院・精神科入院者は除く。(1)65歳以上の新規は対象としない(2)3か月以上の入院者は対象外<br>(3)所得制限は特別障害者手当に準拠。 |  |               |
| 平成17年度<br>実 施 | 平成18年度<br>実 施   | 平成19~21年度<br>取 り 組 み   | 平成21年度<br>目 標 |
| 受給者数 448人     | 受給者数 450人   | ・継続して支給<br>・地域の窓口である保健福祉センターとの連携を密にし、給付の迅速化に努める<br>・広報活動等により、手当制度の周知に努める | ・継続して支給       |

|                                  |  |  |                     |
|----------------------------------|--|--|---------------------|
| 事業番号                             | 8403   |  |                     |
| 事業名                              | 福祉手当(国の制度)<br>特別障害者手当 障害児福祉手当<br>経過措置の福祉手当   |  |                     |
| 事業の方針等                           | 身体・知的・精神に重度の障害を有する者及びその他同程度の疾病を有する者に手当を支給し、福祉の増進を図る。<br>著しく重度の障害または同程度の疾病を有し、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の者。月額26,520円。重度の障害または同程度の疾病を有し、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の者。月額14,430円。昭和61年3月末日までに、改正前の福祉手当(国)の受給資格の認定を受けている者。月額14,430円。 |  |                     |
| 平成17年度<br>実                      | 平成18年度<br>実施   | 平成19～21年度<br>予定  | 平成21年度<br>取組み目<br>標 |
| 受給者数 764人<br>488人<br>214人<br>62人 | 受給者数 764人<br>490人<br>222人<br>59人   | ・継続して支給<br>・地域の窓口である保健福祉センターとの連携を密にし、給付の迅速化に努める<br>・広報活動等により、手当制度の周知に努める | ・継続して支給             |

|              |   |                 |                     |
|--------------|---|-----------------|---------------------|
| 事業番号         | 8404  |                 |                     |
| 事業名          | 被爆者見舞金  |                 |                     |
| 事業の方針等       | 原子爆弾被爆者に対し、見舞金を支給し、見舞いと励ましとする。<br>(対象)被爆者健康手帳所持者で、7月1日現在区内在住者。<br>(内容)認定患者、一般被爆者とも年額10,000円(平成16年度要綱改正) |                 |                     |
| 平成17年度<br>実  | 平成18年度<br>実施  | 平成19～21年度<br>予定 | 平成21年度<br>取組み目<br>標 |
| 受給者数<br>677人 | 受給者数<br>700人  | 継続して支給          | 継続して支給              |